

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から適用する。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改正後	改正前
<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 患者の提出する<u>資格確認書</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省保険局長が定めるもの</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(受給資格の確認等)</p> <p>第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 患者の提出する<u>被保険者証</u></p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(資格確認書の返還)</p> <p>第四条 保険医療機関は、患者の提出する<u>資格確認書</u>により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対して行つた療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を取り扱わなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から<u>資格確認書</u>の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。</p>	<p>(被保険者証の返還)</p> <p>第四条 保険医療機関は、患者の提出する<u>被保険者証</u>により、療養の給付を受ける資格があることを確認した患者に対して行つた療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を取り扱わなくなつたとき、その他正当な理由により当該患者から<u>被保険者証</u>の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。</p>
<p>(処方箋の確認等)</p> <p>第二十六条 保険薬局は、患者から療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が保険医が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確</p>	<p>(処方箋の確認等)</p> <p>第二十六条 保険薬局は、患者から療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が保険医が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確</p>

認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一・二 (略)

三 患者の提出する資格確認書

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省保険局長が定めるもの

2～4 (略)

認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

一・二 (略)

三 患者の提出する被保険者証

四 (略)

(新設)

2～4 (略)